

平成18年12月1日発行

. \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~

## 担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第51号）

. \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~ " . \* . \_ . \* . " ~

### インデックス

#### 【1】集落営農の組織化に伴う認定農業者等との土地利用調整について

#### 【2】地域の話題等

品目横断的経営安定対策を視野に入れた1集落1法人の担い手づくり

（大分県豊後大野市、九州農政局発）

品目横断的経営安定対策の導入に向け、特定農業団体が続々と誕生！

（三重県、東海農政局発）

#### 【1】集落営農の組織化に伴う認定農業者等との土地利用調整について

19年産から導入する品目横断的経営安定対策の実施に向けた担い手の育成・確保を進める中で、一部の地域において、集落営農の組織化に際して、これまで地域の担い手として農業経営を行ってきた認定農業者等が、地権者から農地の返還を求められるというケースが見受けられます。

このような個別具体の農地利用調整については、基本的には、地域の実情に詳しい市町村や農業委員会、担い手育成総合支援協議会などにおいて行っていただくことが適当と考えられますが、農林水産省としても、必要に応じて、制度運用上の問題等について必要な指導や助言を行ってきました。

農林水産省では、このたび、集落営農の組織化によって、これまで規模拡大を行ってきた認定農業者等が経営基盤を失ってしまうような農地利用上の問題の発生を防止し、今後とも担い手育成を円滑に進めるため、市町村や農業委員会、担い手育成総合支援協議会などの関係機関に対して、各地での農地の利用調整状況を的確に把握していただくとともに、問題がある地区の指導に際しては、必要に応じて、地方農政局や地方農政事務所など国の地方出先機関に対してご相談いただくよう、改めて通知しました。（11月27日）

皆様の地域において、農地の利用調整が円滑に進んでいないという状況が生じて

いる場合には、まずは、最寄りの市町村や農業委員会、担い手育成総合支援協議会などにご相談ください。

## 【 2 】 地域の話題等

品目横断的経営安定対策を視野に入れた 1 集落 1 法人の担い手づくり

( 大分県豊後大野市、九州農政局発 )

豊後大野（ぶんごおおの）市は、平成17年3月31日に大分県の南西部の5町2村が合併して誕生した市で、祖母・傾（かたむき）山系を中心に周辺を囲まれた中山間地域ですが、多くの支流を集めた大野川が流れ水利条件に恵まれており、県内屈指の穀倉地帯を形成し、農業は水稻、野菜、葉たばこ、甘藷（かんしょ）、茶、畜産などが盛んな地域です。

同市のこれまでの土地利用型農業の主な担い手は、認定農業者が数十戸、そのほか場整備事業等を契機として設立した機械共同利用組合や作業受託の組織が存在していましたが、各集落では、高齢化の進展や後継者不足により農地の荒廃化の進行が地域の課題となっていました。

こうした状況の下、優良な農地を守っていくためには、効率的な農地利用集積を図る農業法人（農業生産法人）の育成が急務であるとの認識のもと、同市は、品目横断的経営安定対策の19年産からの導入と併せて、集落を単位とした農業法人を担い手の核として位置づけようと集落座談会等を通じて議論を重ね集落の同意を得るなど法人設立に向けて積極的に取り組んでいきました。

その結果、既存の集落営農組織の法人化を中心として、各集落において法人設立の動きが加速し、現時点で新たに20法人（うち農事組合法人18法人、有限会社2法人）が設立されました。なお、そのうち品目横断的経営安定対策の加入申請に併せ、19法人が認定農業者の認定を受け、更に、7法人が特定農業法人の認定を受ける予定です。

また、平成18年1月には、各法人で構成する「豊後大野市集落営農法人連絡協議会」を設立し、法人相互間の情報交換や研修等の自己研鑽を通じて、決算や税務処理など法人経営の安定的な発展を図ろうと取り組んでいるところです。

- ・ 問い合わせ先：九州農政局生産経営流通部経営課( TEL:096-353-3561(内線4256) )  
豊後大野市農業振興課 ( TEL:0974-22-1001 )

品目横断的経営安定対策の導入に向け、特定農業団体が続々と誕生！

(三重県、東海農政局発)

三重県下では、品目横断的経営安定対策の導入に向け、集落営農組織が加入申請を行っている中、特定農業団体が続々と誕生しました！

松阪市においては、市場庄地区では、近年、担い手の高齢化や後継者不足に伴い遊休農地が発生したため、地域ぐるみで農地を守ろうと、新規で集落営農組織を立ち上げ、笠松地区においても、米・麦の営農を行っていた既存の任意組織を集落営農組織へ移行しました。両組合とも松阪市、JA、農業改良普及センター、県農林水産支援センターの支援の下で組織化が図られ、11月15日に、三重県初となる特定農業団体となりました。

また、多気(たき)町では、ブロックローテーションにより麦の生産を担っていた任意組織が、多気町、JA、農業改良普及センターの支援の下、特定農業団体へ移行することで話し合いが進み、11月24日に5組織が特定農業団体となりました。

これらの特定農業団体は、既に品目横断的経営安定対策の秋まき麦に係る加入申請を行っており、本地域の水田農業の担い手として期待されます。

- ・ 問い合わせ先『東海農政局担い手相談窓口』(TEL:052-201-7271(内線2449))  
生産経営流通部経営課内

#### < 編集後記 >

秋が深まって冬に近づくとつれて、太平洋側の地方などでは晴れた日が多くなり空気が乾燥してきます。軒下に柿や大根などが吊られている風景を見て冬の訪れを感じる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

渋柿は、干すと渋味(タンニン)が抜けて甘くなりますし、芋も、ふかした後に寒風にあてると糖度が増します。干し芋についている白い粉は糖分です。

大根は乾燥させた後に保存食として漬物に。傷みやすい生魚は、開いて干物にすれば日持ちがよくなり、アミノ酸が増えて旨みも増します。

是非、収穫した食物を天日干しにしてみたいはいかがでしょうか。

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、本メルマガに対するご意見・ご感想などを下記のアドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>